

学術情報メディアセンター協議員会運営内規

平成17年3月8日

協議員会決定

第1条 この内規は、京都大学学術情報メディアセンター協議員会規程（平成16年2月16日協議員会決定）に定められた学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）の協議員会（以下「協議員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

【協議員の選出】

第2条 センター協議員会規程第2条第1項第3号のセンター長の委嘱した者とは、次の1号及び2号の部局から推薦のあった京都大学の教授およびセンターの併任教授（ただし、京都大学の専任教授に限る。）とする。

1 次の各部局からそれぞれ1名とする。

工学研究科、情報学研究科、農学研究科及び人間・環境学研究科

2 次の①～④の各グループからそれぞれ1名とする。

① 理学研究科、医学研究科、薬学研究科

② 法学研究科、文学研究科、経済学研究科、教育学研究科

③ エネルギー科学研究科、生命科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、地球環境学堂

④ 附置研究所・センター、附属図書館、総合博物館

3 グループ内での協議員の選出方法はグループ内の部局間の協議に任せる。

【重要事項】

第3条 センター協議員会規程第4条第3項の重要事項とは、以下の事項をいう。

① センターの教員（客員教員及び助手を除く）の選考に関する事項

② センターの教員の不利益処分に関する事項

③ センターの組織改編に関する事項

【教員会議】

第4条 センターの管理運営に関する事項に迅速に対応するため、学術情報メディアセンター教員会議（以下「教員会議」という。）を置く。

2 教員会議の構成員は、センター長、センターの専任の教授とする。

3 センター長は教員会議を招集し、議長となる。

4 協議員会は、次に掲げる事項の審議を教員会議に付託または委任する。

（1）付託する事項

① センター長候補者の推薦に関する事項

② センターの規程の制定改廃に関する事項

③ センターの組織改編に関する事項

（2）委任する事項

① 客員教員及び助手の選考に関する事項

② 教員の辞職及び割愛に関する事項

- ③ 教員の兼務に関する事項
 - ④ 教員の兼業に関する事項
 - ⑤ 協議員会に係る内規及び申し合わせを除く内規、申し合わせの制定改廃に関する事項
 - ⑥ 概算要求に関する事項
 - ⑦ 予算に関する事項
 - ⑧ 外部資金の受け入れに関する事項
 - ⑨ センターの研究開発に関する事項
 - ⑩ その他センターにおける研究に関する事項
- 5 教員会議は、上記委任事項に関し、審議の状況、結果を教員会議議事録として協議員会にそのつど報告する。
- 6 その他教員会議に関し必要な事項は、教員会議が定める。

【教授選考】

第5条 教授を選考する必要があるときは、センター長は、協議員会にはかり、選考の基本方針を審議し、次の構成による教授候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

- ① センター長
- ② 協議員会規程第2条第1項第2号協議員2名以上
- ③ 協議員会規程第2条第1項第3号協議員2名以上

2 センター長は、推薦委員会を招集し、議長となる。

第6条 推薦委員会は、前条の基本方針に基づき、候補者を選定し、候補者に関する次の資料を協議員会議長（以下「議長」という。）に提出するものとする。

- ① 推薦理由書
- ② 履歴書
- ③ 研究業績一覧
- ④ 主要論文5編の別刷り

第7条 議長は、教授選考にかかる協議員会の開催に先立ち、推薦委員会より提出された上記の資料一式を原則として協議員会の開催日の一週間前までに各協議員に配布し、書面審査を依頼する。ただし、主要論文の別刷りは、各協議員が随時、閲覧することができるように措置するものとする。

第8条 教授選考にかかる協議員会は、京都大学学術情報メディアセンター協議員会規程第4条3項によるが、病気その他特にやむをえぬ事情により協議員が教授選考にかかる協議員会に出席できない場合は、事前に委託状を議長に提出することにより、当該協議員を出席とみなし、議決に際する当該協議員の賛否の投票を議長に委託することができる。

第9条 協議員会は、推薦委員会より推薦された教授候補者について審議を行い、可否投票により教授最終候補者を議決する。

2 議決は、出席協議員（委託状による者を含む）の四分の三以上の多数により決する。

3 教授最終候補者が決定した場合、センター長は任用に必要な一切の事務を行う。

【助教授及び講師選考】

第10条 助教授及び講師（ただし、連携研究部門を除く。）を選考する必要があるときは、第6条から第10条の教授選考に関する規定を準用する。ただし、第6条、第7条の推薦委員会は、教員会議と読み替えるものとする。

2 連携研究部門の助教授及び講師の選考については、別に定める。

第11条 この内規に定めるもののほか、協議員会に関し必要な事項は協議員会で定める。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、平成18年4月17日から施行する。